

機関承認制度の導入について

A

特定船員教育機関
(日本と承認取極を締結したSTCW条約締約国)

・原則、商船大学等の船員を養成する機関

○次の事項について、調査・評価の上、適切であると認められたものについて、承認試験等が免除

- ・教育内容(カリキュラム、教育施設・設備、教育方法等)
- ・卒業者の当該国における海技試験合格率
- ・当該教育機関を管轄する主管庁の評価

卒業 + 乗船履歴1年以上

B

STCW条約締約国資格証明書取得

C

国内海事法令講習

A

B

C

を満たす者に承認証交付

教育機関認定に係る手続き

日本船主協会【第1段について ~23.6まで】

- ・教育機関選定に係る要望の提出
- ・教育機関に関する情報提供

国土交通省【第1段について ~23.夏目途】

- ・要望のあった教育機関の整理・選択
- ・教育機関に対する現地調査
- ・現地調査結果を踏まえた評価・認定
- ・フォローアップ調査(概ね5年ごと)

※制度導入当初は2・3等航海士／機関士の職務を対象とし、上級の職務への適用については、導入後の実態を踏まえつつ検討。